

品川区応急対策本部運営要綱

平成5年3月要綱第8号

改正 平成13年6月要綱第156号

改正 平成21年4月要綱第159号

改正 平成27年4月要綱第309号

改正 平成30年4月要綱第87号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区災害対策本部条例に基づく災害対策本部設置以前における、主として風水害等局地的災害における応急対策の実施に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 応急対策本部（以下「本部」という。）の組織は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は区長とし、副区長及び教育長を副本部長とする。
- (2) 総括責任者（危機管理監）は災害対策担当部長とし、副総括責任者は防災まちづくり部長、都市環境部長とする。
- (3) 本部員は、企画部長、総務部長、地域振興部長、品川区保健所長とする。
- (4) 本部会議は、本部長、副本部長、総括責任者、副総括責任者および本部員（本部員の中から、必要に応じ本部長が指名する者）により構成する。
- (5) 本部会議の下に幹事会を設置し、防災課長および本部員の属する部局の課長で本部長が指名する者により構成する。

(本部の設置および廃止)

第3条 本部は、次の各号に該当する場合で、区長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 大雨、大雪、津波、高潮または洪水警報等が発せられたとき。
- (2) 大雨、大雪、津波、高潮または洪水注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき。
- (3) 局地的災害が発生したとき。

2 本部は、品川区災害対策本部が設置されたとき、当災害に対する応急対策等の措置が終了したとき、または災害の発生する恐れがなくなったときに廃止する。

(所掌事務)

第4条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集および伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 東京都の実施する応急対策の調整に関すること。

(本部長の権限)

第5条 本部長は、本部会議を主宰するほか、次に掲げる事項を行う。

- (1) 区各部課に対する必要な措置をとるべき指示および東京都等関係防災機関に対する

協力要請に関すること。

(2) 品川区教育委員会および関係防災機関に対し必要に応じた措置を求めること。

(本部の運営)

第6条 本部会議の運営は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合には本部会議を開催する。

(2) 本部長に事故あるときは、副本部長のうちからあらかじめ指名する者がその職を代理する。

2 幹事会の運営は次のとおりとする。

(1) 幹事会は、品川区応急対策本部等において収集した情報に基づいて所掌事務に関わる災害対策を審議する。

(2) 幹事長は防災課長をもってあてる。

(3) 幹事長は幹事会の審議の経過および結果について、総括責任者へ報告するものとする。

(本部の配備態勢)

第7条 配備態勢は、品川区地域防災計画における初動活動配備態勢のうち災害の状況等に応じ本部長が決定し発令する。

(救援、救護活動)

第8条 救援、救護活動は、次のとおり行う。

(1) 本部長は、災害の状況に応じ避難の必要があると認めるときは避難場所を定めて避難勧告等を発令する。

(2) 避難所を開設したときは職員を派遣し、必要な救護策を実施する。

(3) 避難所職員は、避難住民の状況を把握し名簿を作成する。

(4) 避難の状況から判断して給食、給水、生活必需品の給貸与が必要なときは、これらの救援、救護策を実施する。

(5) 被災地の防疫、消毒、清掃の実施が必要なときは、関係部局および関係機関に連絡要請する。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成30年4月1日から適用する。